

議案第28号

畑作物共済に係る危険段階基準共済掛金率の設定について

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第120条の15第6項の規定に基づき、畑作物危険段階基準共済掛金率を次のとおり設定することについて、畑作物危険段階基準掛金率設定要領（平成16年2月10日付農経第1402号兵庫県農政環境部農政企画局長通知）の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出

加西市長 西村 和平

記

1 危険段階の設定方式

組合員等別危険段階設定方法

2 危険段階の数

大豆1類【一筆方式】：2＋基準

大豆1類【全相殺方式】：2＋基準

大豆2類【一筆方式】：2＋基準

大豆2類【全相殺方式】：2＋基準

3 危険指数の設定方法

(1) 大豆1類

危険段階被害率の最小値の危険段階の危険程度を表す指数を「1」とし、最大値を最小値の「1.2」倍にして設定した。

(2) 大豆2類

危険段階被害率の最小値の危険段階の危険程度を表す指数を「1」とし、最大値を最小値の「1.1」倍にして設定した。

4 危険段階基準共済掛金率

別紙1及び2のとおり

5 適用時期

平成30年産より

別紙1

危険段階基準共済掛金率等計算表（畑作物共済）

類区分	基準共済掛金率 (P) (%)	危険段階区分 (i)	基準方式平均被害率 (%)	組合員等数 (人)	見込共済金額 (Ai) (円)	危険指数 (Ki)	(Ai) × (Ki) (円)	基準方式			その他の方式					
								引受方式	基準共済掛金率 (P)	国庫負担割合 (α)	(Ai) × (Pi)	引受方式	基準共済掛金率 (P')	国庫負担割合 (α')		
									一筆方式	4.4%			55.0%	全相殺方式	4.7%	55.0%
									危険段階別基準共済掛金率 (Pi)=t × (Ki) (%)	左の国庫負担割合			危険段階別基準共済掛金率 (Pi')=t' × (Ki) (%)	左の国庫負担割合		
	国庫 (Gi)=α × (Pi)	組合員等負担 (Fi)=(Pi)-(Gi)		国庫 (Gi')=α' × (Pi')	組合員等負担 (Fi')=(Pi')-(Gi')											
大豆1類 (黒大豆以外 の大豆)	4.4	1	5.4~100.0	1	548,493	1.200	658,191.6	4.6	2.5300	2.0700	2,523,067.8	4.9	2.6950	2.2050		
		2	0.0~ 5.3	5	180,774	1.000	180,774.0	3.8	2.0900	1.7100	686,941.2	4.1	2.2550	1.8450		
		計			(B)		(C)				(D)					
		基準 (新規加入者)			6	729,267		838,965.6	4.4	2.4200	1.9800	3,210,009.0	4.7	2.5850	2.1150	
		$t = ((B) \times (P)) / (C) = 729,267 \times 4.4 / 838,965.6 = 3.8247$ $(P) \div (D) / (B) = 3,210,009.0 / 729,267 = 4.402$ $t' = ((B) \times (P')) / (C) = 729,267 \times 4.7 / 838,965.6 = 4.0855$														

別紙 2

危険段階基準共済掛金率等計算表（畑作物共済）

類区分	基準共済掛金率 (P) (%)	危険段階区分 (i)	基準方式平均被害率 (%)	組合員等数 (人)	見込共済金額 (Ai) (円)	危険指数 (Ki)	(Ai) × (Ki) (円)	基準方式			その他の方式					
								引受方式	基準共済掛金率 (P)	国庫負担割合 (α)	(Ai) × (Pi)	引受方式	基準共済掛金率 (P')	国庫負担割合 (α')		
									一筆方式	5.2%			55.0%	全相殺方式	6.2%	55.0%
									危険段階別基準共済掛金率 (Pi)=t × (Ki)	左の国庫負担割合			危険段階別基準共済掛金率 (Pi')=t' × (Ki)	左の国庫負担割合		
	国庫 (Gi)= α × (Pi)	組合員等負担 (Fi)= (Pi)-(Gi)		国庫 (Gi')= α' × (Pi')	組合員等負担 (Fi')= (Pi')-(Gi')											
大豆2類 (丹波黒)	5.2	1	1.0~100.0	3	1,714,176	1.100	1,885,593.6	5.5	3.0250	2.4750	9,427,968.0	6.6	3.6300	2.9700		
		2	0.0~ 0.9	17	3,268,368	1.000	3,268,368.0	5.0	2.7500	2.2500	16,341,840.0	6.0	3.3000	2.7000		
		計			(B)		(C)				(D)					
		基準 (新規加入者)							5.2	2.8600	2.3400		6.2	3.4100	2.7900	
		$t = ((B) \times (P)) / (C) = 4,982,544 \times 5.2 / 5,153,961.6 = 5.0271$ $(P) \div (D) / (B) = 25,769,808.0 / 4,982,544 = 5.172$ $t' = ((B) \times (P')) / (C) = 4,982,544 \times 6.2 / 5,153,961.6 = 5.9938$														

(審議資料)

農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)第 120 条の 15 第 6 項の規定に基づき、畑作物危険段階基準共済掛金率を設定することについて、畑作物危険段階基準共済掛金率設定要領(平成 16 年 2 月 10 日付農経第 1402 号兵庫県農政環境部農政企画局長通知)の規定により、議会の議決を求めるもの。大豆 1 類(黒大豆以外の大豆)及び大豆 2 類(丹波黒)について、過去 5 年間の被害率により組合員等を 2 段階に区分し、適用する共済掛金率に差をつけようとするもの。